

2020年12月4日

新設分割にかかる事前開示書面  
(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 鈴木孝二

当社は、2020年11月26日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年12月10日以降を効力発生日として、当社のM&Aにおける企業マッチングツールを運営する「MAfolova」事業を、新たに設立するマフォロバ株式会社（以下、「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

本件新設分割に関し、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画書の内容

別紙記載の通りとなっております。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

新会社が発行する株式数については、新会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、10株と致しました。

（2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙新設分割計画書のとおりとすることに致しました。

3. 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

### （1）当社

本件新設分割に際して、当社の資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。また、当社から新会社への債務の承継については、重畠的債務引受の方法によるものとしています。

従いまして、本件新設分割により当社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

### （2）新会社

本件新設分割によって当社から新会社へ承継される予定の資産の額は、承継される予定の負債の額を十分に上回るため、新会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。また、本件新設分割後における新会社の収益状況について、新会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。

従いまして、本件新設分割により新会社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

以上

別紙

## 新設分割計画書

エン・ジャパン株式会社（以下「分割会社」という。）は、M&Aにおける企業マッチングツールを運営する「MAfolova」事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新設分割により設立するマフォロバ株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

### 第1条（新設会社の定款の規定）

新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙A「定款」とおりとする。

### 第2条（新設会社の設立時住所）

新設会社の設立時住所は、次のとおりとする。

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー33階

### 第3条（新設会社の設立時取締役の名称）

新設会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

取締役： 藤田俊輔

### 第4条（新設会社が承継する権利義務等）

1. 本件分割により、新設会社が分割会社から承継する権利義務は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、別表Bに記載のない権利義務は承継しない。
2. 本件分割による分割会社から新設会社に承継される債務については全て重疊的債務引受の方法による。

### 第5条（新設会社が本件分割に際して分割会社に交付する株式の種類及び数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式（会社法第108条に基づく異なる定めのない株式をいう。）10株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務の対価として分割会社に対して交付する。

## 第6条（新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

新設会社の設立時における資本金及び準備金の額に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 設立時資本金額 金 96,480 円
- (2) 設立時資本準備金額 金 0 円
- (3) 設立時利益準備金額 金 0 円

## 第7条（分割期日）

会社法 924 条第 1 項第 1 号に基づき分割会社が定める日（以下「分割期日」という。）は、2020 年 12 月 10 日とし、分割会社の変更登記及び新設会社の設立登記申請の手続を行うものとする。但し、当該分割期日前において、手続の進行上必要があるときは、分割会社の取締役会決議により分割期日又は登記手続すべき日を変更することができる。

## 第8条（分割条件の変更及び本件分割の中止）

本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社の財政状態若しくは経営成績に重大な変更が生じた場合は、分割会社は、本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

## 第9条（本計画書の効力）

本計画書は、効力発生日までに分割会社の取締役会若しくは法令に定める関係各庁等の承認が得られない場合その効力を失う。

## 第10条（競業の禁止）

分割会社は、新設会社に本件事業に関して有する権利義務を承継させた後 2 年が経過するまでの間、本件事業と競合する事業を行ってはならない。また、分割会社は、本件分割の効力発生日以後、新設会社に承継させた権利義務に関する個人情報を一切使用等してはならない。

## 第11条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2020年11月26日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 鈴木孝二

## 別紙 A

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、マフォロバ株式会社と称し、英文では、MAfolova inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した情報処理サービス業および情報提供サービス事業
- 2 ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した、各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理等の事業
- 3 各種コンサルティング事業
- 4 M&A（企業の合併買収）及び企業提携等の仲介並びに斡旋事業
- 5 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

### (株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなけ

ればならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に對し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が共同して署名又は記名押印し、提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる

きる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも前項と同様とする。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

第15条 当会社は株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当会社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しないものとする。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、代表取締役があらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社は、取締役3名以内を置く。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 取締役が1名の場合は、当該取締役が会社を代表し、取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役は、会社を代表し、社長とする。

3 取締役が2名以上ある場合は必要に応じて、取締役の互選によって、取

締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
- 3 本条の配当金には利息を付さないものとする。

## 第6章 附則

(設立の方法)

第28条 当会社の設立方法は、会社法第2条第30号の新設分割による。

(資本金の額)

第29条 当社の設立時の資本金の額は、金96,480円とする。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に規定無き事項はすべて全て法令の規定によるものとする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2021年3月31日までとする。

制定 2020年12月10日

## 別紙 B

### 「承継権利義務明細表」

本件分割により、新設会社が分割会社から承継する権利義務の明細は、効力発生日において、本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、2020年12月10日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

#### 1 承継する資産

##### (1) 流動資産

現金及び預金 508,430 円

##### (2) 有形固定資産（分割会社が所有権を有するものに限り、リース資産を除く。）

なし

##### (3) 無形固定資産（リース資産を除く。）

商標権 96,480 円

#### 2 承継する契約上の地位及びこれに関連する権利義務

##### (1) 取引先との契約

本件事業に関わる顧客との契約は全て承継する。

##### (2) 賃貸借契約

承継しない

##### (3) リース契約

承継しない

##### (4) 以下1名の従業員との雇用契約

平泉康孝

(5) 本件事業の遂行に必要な契約

上記の他には存在しない。

### 3 承継する義務

上記 1 及び 2 で明示的に承継する旨が規定されたものを除き、承継しない。分割会社において既に発生している争訟における地位は承継しない。効力発生日前の事由に基づき発生する第三者に対する不法行為債務その他の偶発債務は承継しない。

以 上